



I 年金の手続き

1

退職時の手続き

次の各質問に回答しながら、必要な手続きについて確認してください。(令和4年3月31日退職対応)

Q1：令和4年4月1日時点において、公立学校共済組合愛知支部の組合員（※）ですか。

※・正規職員

・常勤（フルタイム勤務）である再任用職員、臨時的任用職員、任期付任用職員及び契約職員

組合員ではなくなる

引き続き愛知支部の組合員となる

① 手続き不要

Q2：令和4年4月1日時点において、他の共済組合・支部の組合員ですか。

他の共済組合・支部の
組合員とならない

引き続き他の共済組合・支部の
組合員となる

④ 組合員転出・異動届書の手続き（P5）

Q3：昭和34年3月31日以前生まれ（※）ですか。

※老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金、退職共済年金の受給者（受給権のある者）
（併給調整等による支給停止の場合も含まれます。）

昭和34年3月31日
以前生まれ

昭和34年4月1日
以降生まれ

③ 老齢厚生年金改定請求書の手続き（P4）

60歳定年以外

60歳定年

② 退職届書の手続き
(2) 60歳定年以外（P3）
〔先に退職届書等請求書の提出が必要〕

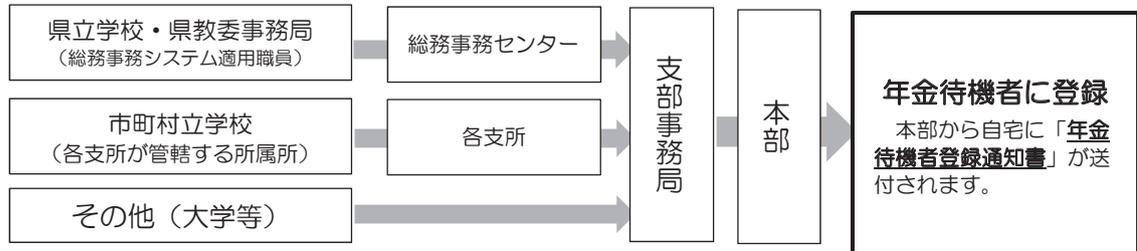
② 退職届書の手続き
(1) 60歳定年（P2）

2

退職届書の手続き

退職届書は、退職時に年金請求の資格（年金受給資格期間及び年金支給開始年齢）を満たしていない者が、将来の年金受給に備え、被保険者期間を確認し『年金待機者』として登録するために提出していただくものです。

登録されると、公立学校共済組合本部から「年金待機者となられた方へ」（パンフレット）と「年金待機者登録通知書」が送付されます。（7月～10月の予定）



●年金待機者とは

退職時に年金の受給資格期間（国民年金・厚生年金保険（共済組合を含む）の加入期間）が10年を満たしていない場合、又は支給開始年齢に達していない場合、将来の年金裁定に備えて、年金加入記録が登録された退職者（組合員資格喪失者）を指します。年金待機者に登録されてからの氏名や住所の変更などの手続きは、「年金待機者異動報告書」を本部に提出してください。

(1) 60歳定年退職者（生年月日が昭和36年4月2日から昭和37年4月1日の者）

60歳定年退職者の退職届書の様式は12月に各所属所を経由して配付します。

＜提出書類＞

提出書類		提出部数
①	退職届書（印字された様式） （P8記載例参照）	（原本と写） 計2部
②	履歴カード又は履歴書（総務事務システム適用職員は提出不要） *退職発令まで記載された履歴カード又は所属所保管の履歴書原本の写し（A4判） *一枚目（表紙）右上余白に、所属所コード・所属所名・組合員証番号を記入 *所属所長の原本証明（公印省略）が必要	2部 （※）

◎ 昨年度まで添付書類としていた「組合員マスター内容カード」の写しの添付を廃止します。

※ 名古屋市立学校は3部

＜提出先・提出期限＞

対象者	提出先	提出期限
ア 県立学校・県教委事務局	愛知県総務事務センター	令和4年4月 4日（月）～ 18日（月）
イ 大学等	支部事務局 年金グループ （愛知県教育委員会福利課内）	
ウ 市町村立学校	各支所（教育事務所、学校事務センター）	令和4年4月 18日（月）～ 22日（金）

（注）提出期限は支部事務局での受付日になりますので、提出先の日程を確認してください。

(2) 正規職員の退職者（勸奨・自己都合等）並びに再任用職員、臨時的任用職員、任期付任用職員及び契約職員（再任用職員以下いずれも常勤に限る）の退職者（上記(1)以外の者）

生年月日が昭和34年4月1日以降の者に限る

① 退職届書等請求書の提出

対象者	提出書類		提出先
ア 県立学校・県教委事務局	別紙「退職届書等請求書」を提出してください。	P7の様式をコピー	支部事務局 年金グループ (愛知県教育委員会福利課内)
イ 大学等		P6の様式をコピー	
ウ 市町村立学校	所属所の事務担当者に申し出てください。 (所属所単位で退職届書等請求書を提出する)	P6の様式をコピー	各支所（教育事務所、学校事務センター）

《退職届書等請求書提出期限》 令和4年2月7日(月)～令和4年2月21日(月)

(注) 提出期限は支部事務局での受付日になりますので、提出先の日程を確認してください。

② 退職届書の送付及び提出

退職届書等請求書の提出後、氏名等が印字された退職届書（様式）を3月中旬に所属所へ送付しますので、必要事項を記入、押印し提出してください。

《提出書類》

提出書類		提出部数
①	退職届書（印字された様式） (P8記載例参照)	(原本と写) 計2部
②	履歴カード又は履歴書（総務事務システム適用職員は提出不要） *退職発令まで記載された履歴カード又は所属所保管の履歴書原本の写し（A4判） *一枚目（表紙）右上余白に、所属所コード・所属所名・組合員証番号を記入 *所属所長の原本証明（公印省略）が必要	2部 (※)

◎ 昨年度まで添付書類としていた「組合員マスター内容カード」の写しの添付を廃止します。

※ 名古屋市立学校は3部

《提出先》

対象者	提出先
ア 県立学校・県教委事務局	愛知県総務事務センター
イ 大学等	支部事務局 年金グループ (愛知県教育委員会福利課内)
ウ 市町村立学校	各支所（教育事務所、学校事務センター）

《退職届書提出期限》令和4年4月18日(月)～令和4年4月22日(金)

(注) 提出期限は支部事務局での受付日になりますので、提出先の日程を確認してください。

※総務事務システム適用職員については、「退職届書等請求書」と「退職届書」の提出先が異なるので注意してください。

(注1) 引続き他共済組合・他支部へ転出(異動) → 組合員転出・異動届書を提出(P5参照)
(退職届書を提出しないこと)
〔 地方職員 ・ 市町村職員
 国家公務員 ・ 他支部等 〕

(注2) 老齢厚生年金、退職共済年金(いずれも特別支給を含む)を受給している者 → 老齢厚生年金改定請求書を提出(P4参照)

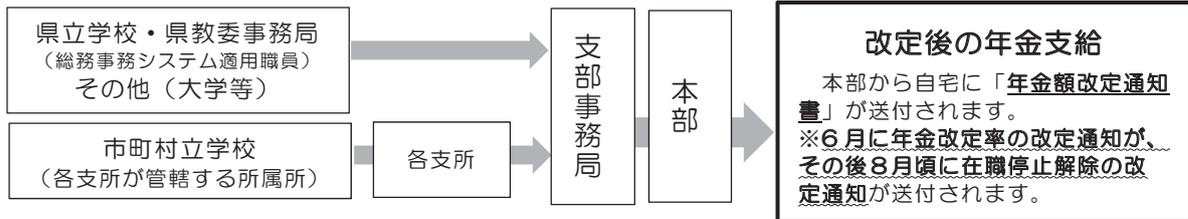
3

老齢厚生年金改定請求書の手続き

在職中に支給開始年齢に到達し、公立学校共済組合の年金（退職共済年金・老齢厚生年金）が決定されている（決定予定を含める）場合は、退職（組合員資格喪失）時に年金の改定手続き（退職改定）を行います。

- 退職日を確認し、既に決定されている年金の算定基礎期間に、退職日までの期間を加えるとともに、追加される組合員期間の給料情報を登録して、年金額の改定を行う。
- その上で、年金の在職支給停止を解除する。

生年月日が昭和34年3月31日以前の該当者には、支部から関係書類を配付しますので、必ず提出してください。



なお、退職後にお勤めされ、被用者年金制度に加入される方については、引き続き在職停止がかかりますので、御注意ください。

処理には4か月程度かかります

① 調査票の送付及び提出

対象者	提出書類	提出先
昭和34年3月31日以前生まれの者	調査票 (2月中旬に所属所経由で送付)	支部事務局 年金グループ (愛知県教育委員会福利課内)

《調査票提出期限》 令和4年2月16日(水)～令和4年3月1日(火)

② 老齢厚生年金改定請求書の送付及び提出

調査票の提出後、退職改定の該当者には老齢厚生年金改定請求書(様式)を3月中旬に所属所へ送付しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

《提出書類》

	提出書類	提出部数
①	老齢厚生年金改定請求書(印字された様式)(P9記載例参照) 〔65歳以上で平成27年10月以降に引き続く組合員期間が1年以上の場合、退職年金(年金払い退職給付)決定請求書又は有期退職年金・終身退職年金改定請求書が、障害給付・遺族給付がある場合は年金受給選択申出書が合わせて必要です。〕	(原本と写) 計2部
②	履歴カード又は履歴書(総務事務システム適用職員は提出不要) *退職発令まで記載された履歴カード又は所属所保管の履歴書原本の写し(A4判) *一枚目(表紙)右上余白に、所属所コード・所属所名・組合員証番号を記入 *所属所長の原本証明(公印省略)が必要	1部 (※)

※名古屋市立学校は2部

《提出先》

対象者	提出先
ア 県立学校・県教委事務局	支部事務局 年金グループ (愛知県教育委員会福利課内)
イ 大学等	
ウ 市町村立学校	各支所(教育事務所、学校事務センター)

《改定請求書提出期限》 令和4年4月1日(金)～令和4年4月14日(木)

(注)提出期限は支部事務局での受付日になりますので、提出先の日程を確認してください。

● 老齢厚生年金の繰下げを行っている場合

65歳以上の組合員のうち、老齢厚生年金の繰下げを行っている場合、老齢厚生年金改定請求書による手続きではなく、退職届書による手続きとなります。

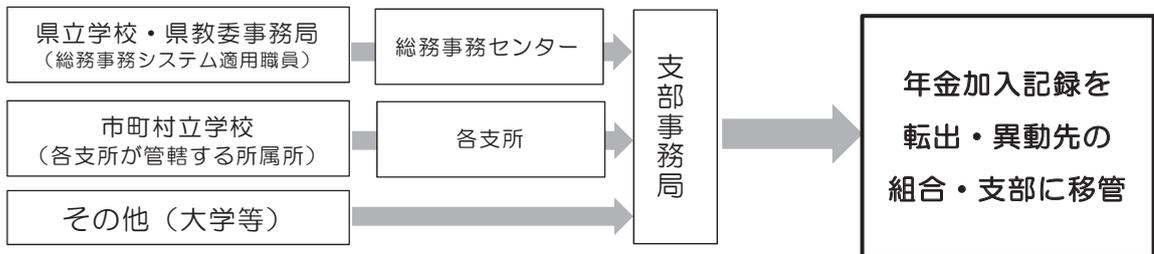
調査票の提出により、退職（組合員資格喪失）に該当する場合、退職届書（様式）を送付します。手続きが終わりますと本部から「年金待機者登録通知書」が自宅に届きますので、その後、老齢厚生年金の請求手続きを各自で本部に申し出てください。

※退職届書の手続きは I 2 (2) ②退職届書の送付及び提出 (P3) を参照

4 組合員転出・異動届書の手続き

公立学校共済組合愛知支部の組合員から、日を空けず他の共済組合又は他の支部の組合員となる場合は、退職時に**転出・異動手続き**を行います。

令和4年3月31日に退職し、翌4月1日に知事部局や市町村、他県、国の機関や国立大学（附属学校）にて正規職員（派遣職員）や常勤職員として勤務する場合は、**組合員転出・異動届書**を必ず提出してください。



《提出書類》

	提出書類	提出部数
①	組合員転出・異動届書（ホームページからダウンロードした様式） （記載例はホームページを参照） ・公立学校共済組合ホームページ （愛知支部トップページ 諸届用紙ダウンロード（年金関係） https://www.kouritu.or.jp/aichi/about/syotodoke2/index.html	（原本のみ） 1部
②	履歴カード又は履歴書（総務事務システム適用職員は提出不要） *退職発令まで記載された履歴カード又は所属所保管の履歴書原本の写し（A4判） *一枚目（表紙）右上余白に、所属所コード・所属所名・組合員証番号を記入 *所属所長の原本証明（公印省略）が必要	2部 （※）

※ 名古屋市立学校は3部

《提出先》

対象者	提出先
ア 県立学校・県教委事務局	愛知県総務事務センター
イ 大学等	支部事務局 年金グループ （愛知県教育委員会福利課内）
ウ 市町村立学校	各支所（教育事務所、学校事務センター）

《転出・異動届書提出期限》 令和4年4月1日（金）～ 令和4年4月28日（木）

（注）提出期限は支部事務局での受付日になりますので、提出先の日程を確認してください。

(県立学校等総務事務システム適用者用)

退職届書等請求書

令和 年 月 日

公立学校共済組合愛知支部長殿

職 名

氏 名

印

※自署に限り押印不要

生年月日 昭・平 年 月 日

組合員証番号

所属所名

(所属所コード:)

令和 年 月 日付けで退職する予定ですので、退職届書等(様式)を請求します。

※支部 記入欄	退 改・新
------------	----------

(注意)引き続き他の共済組合(知事部局、愛教大、市町村など)、あるいは、引き続き当共済組合の他支部へ転出異動する場合は、退職届書・老齢厚生(退職共済)年金改定請求書は不要です。この場合は組合員転出・異動届書を提出していただきます。

<※共済組合記入欄>

出力日	送付日

支部受付

退職届書の記入例

この退職届書には、あなたが公立学校共済組合にお届けの氏名・生年月日・性別・退職年月日・所属機関名・職名・住所などをあらかじめ印字してありますので、ご確認ください。
 なお、氏名又は住所に変更がある場合は、訂正欄に新しい氏名又は住所を記入してください。(その他の項目に誤りがある場合は二重線で訂正してください。)

氏名に変更がある場合は、「氏名訂正欄」に氏名を記入してください。

婚姻等により氏名が変わった方は記入してください。

出力される職名	発令された職名 (職階)
教諭	教頭、教諭
事務職員	事務長、主査、主任、主事など
技術職員	医療技術職員、看護師など
学校栄養職員	栄養教諭、栄養職員
助手	実習助手、実習教師

※全国で統一している統計基準であるため、発令された職名(職階)に書き換えないこと

退職後の住所と印字されている住所が異なる場合は、「住所等訂正欄」に郵便番号・住所・電話番号(携帯電話も可)を記入してください。
 「大字」・「小字」・「字」のフリガナは付けないでください。
 また、「丁目」・「番地」・「号」・「棟」のフリガナは「ー」を記入してください。

「退職者の配偶者」欄は、将来の年金額等の推計を行うために必要な情報となりますので、もれなく記入してください。
 なお、あなたの配偶者が被扶養者として届出がある場合は、あらかじめ内容がプリントしてありますので記入不要です。

- 「配偶者の有無」欄に○をしてください。
- 1で「有」に○をされた方は、「配偶者の生年月日」欄に記入のうえ、「配偶者を扶養していますか」欄の該当するものに○をしてください。

※「扶養している」とは、配偶者があなたの退職当時にあなたの被扶養者(扶養手当の受給の対象となっている者等)となっていることをいいます。

※記入要領に従い、**併書ではつきり**と記入の上、押印してください。

支部	23	組合員番号	11789012	退職届書 (共済組合届出用)	届出日	令和4年3月31日	
退職者	公立	氏名	太郎	性別	男	出生年月日	昭和36年10月1日
氏名訂正欄	共済	氏名	太郎	性別	男	出生年月日	昭和36年10月1日
退職年月日	昭和40年3月31日	退職理由	有・無	退職者番号(前歴あり)	9451-234567	退職者番号	34567
所属機関名	青空小学校	職名	教諭	所属機関住所	愛知県名古屋市中区	所属機関電話番号	052-954-6776
住所等	二の丸3-1-2	郵便番号	461-8634	電話番号	052-954-6776	電話番号	052-954-6776
住所等訂正欄		郵便番号		電話番号		電話番号	
配偶者の有無	無	配偶者の生年月日	昭和38年10月1日	配偶者の職業	専業主婦	配偶者の収入額	10万円未満
退職者の有無	有	退職事由	普通、定年、勤続、失職	退職年月日	昭和40年3月31日	退職者番号	34567
退職事由	普通、定年、勤続、失職	退職年月日	昭和40年3月31日	退職者番号	34567	退職者番号	34567
退職事由	普通、定年、勤続、失職	退職年月日	昭和40年3月31日	退職者番号	34567	退職者番号	34567
退職事由	普通、定年、勤続、失職	退職年月日	昭和40年3月31日	退職者番号	34567	退職者番号	34567
退職事由	普通、定年、勤続、失職	退職年月日	昭和40年3月31日	退職者番号	34567	退職者番号	34567

「令和4年3月31日」と記入してください。
 ※退職日より前の日付は絶対に記入しないこと

氏名を記入してください。(漢字氏名自署の場合押印不要)
 印字されている場合は押印し、印字された氏名が異なる場合は、「氏名訂正欄」に訂正後の氏名を記入してください。

次のいずれかに該当するときは有を○で囲んでください。
 ①当共済組合において障害等級1～3級に認定されている
 ②当共済組合に障害の事前認定請求をしている
 ③障害があり、障害等級1～3級に認定されると思われる
 上記に該当しない場合は無を○で囲んでください。

「待機者番号」欄に印字されていない場合で、過去に退職したことがあり、退共待機者番号(または通年待機者番号)をお持ちの方は、その番号を記入してください。

市外局番から記入してください。(携帯電話も可)

所属機関の長の証明を必ず受けてください。
 (ゴム印可、公印省略)
 県立学校等総務事務システム対象職員については、総務事務センターで証明するので、空欄のままにしておく。

退職者の有無	有	退職事由	普通、定年、勤続、失職	退職年月日	昭和40年3月31日	退職者番号	34567
退職事由	普通、定年、勤続、失職	退職年月日	昭和40年3月31日	退職者番号	34567	退職者番号	34567
退職事由	普通、定年、勤続、失職	退職年月日	昭和40年3月31日	退職者番号	34567	退職者番号	34567
退職事由	普通、定年、勤続、失職	退職年月日	昭和40年3月31日	退職者番号	34567	退職者番号	34567
退職事由	普通、定年、勤続、失職	退職年月日	昭和40年3月31日	退職者番号	34567	退職者番号	34567

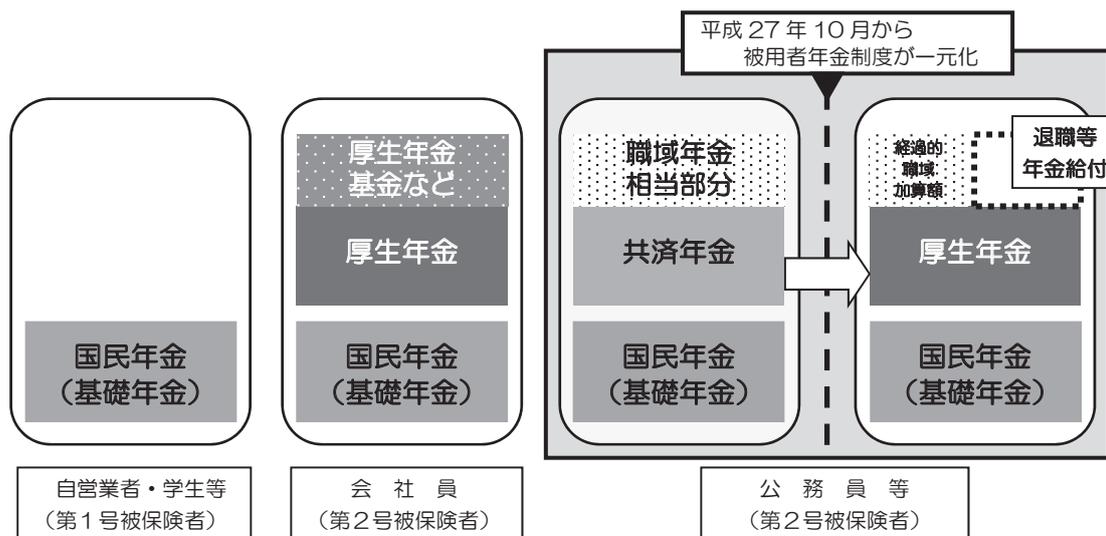
Ⅱ 公的年金の概要

1 公的年金の種類と体系

公的年金制度は、「国民年金制度」と「被用者年金制度」の2つに大別されます。

- (1) 「国民年金制度」 … 国民年金（基礎年金）
- (2) 「被用者年金制度」（民間会社員や公務員等が加入） … 厚生年金

「被用者年金制度」は、「厚生年金保険制度」と「共済年金制度」に分かれていましたが、平成27年10月1日から一元化され、「厚生年金保険制度」に統合されています。（一元化後も年金業務は引き続き共済組合で行っています。）



2 基礎年金番号

平成9年1月から実施の日本年金機構が20歳以上の国民に付番した10桁の番号で、老齢基礎年金や老齢厚生年金などの請求等に必要となります。

- 基礎年金番号通知書 … 平成9年1月時点で20歳以上60歳未満の該当者全員に配付
- 年金手帳 … 厚生年金、国民年金(第1号・第3号被保険者)の期間がある者に配付

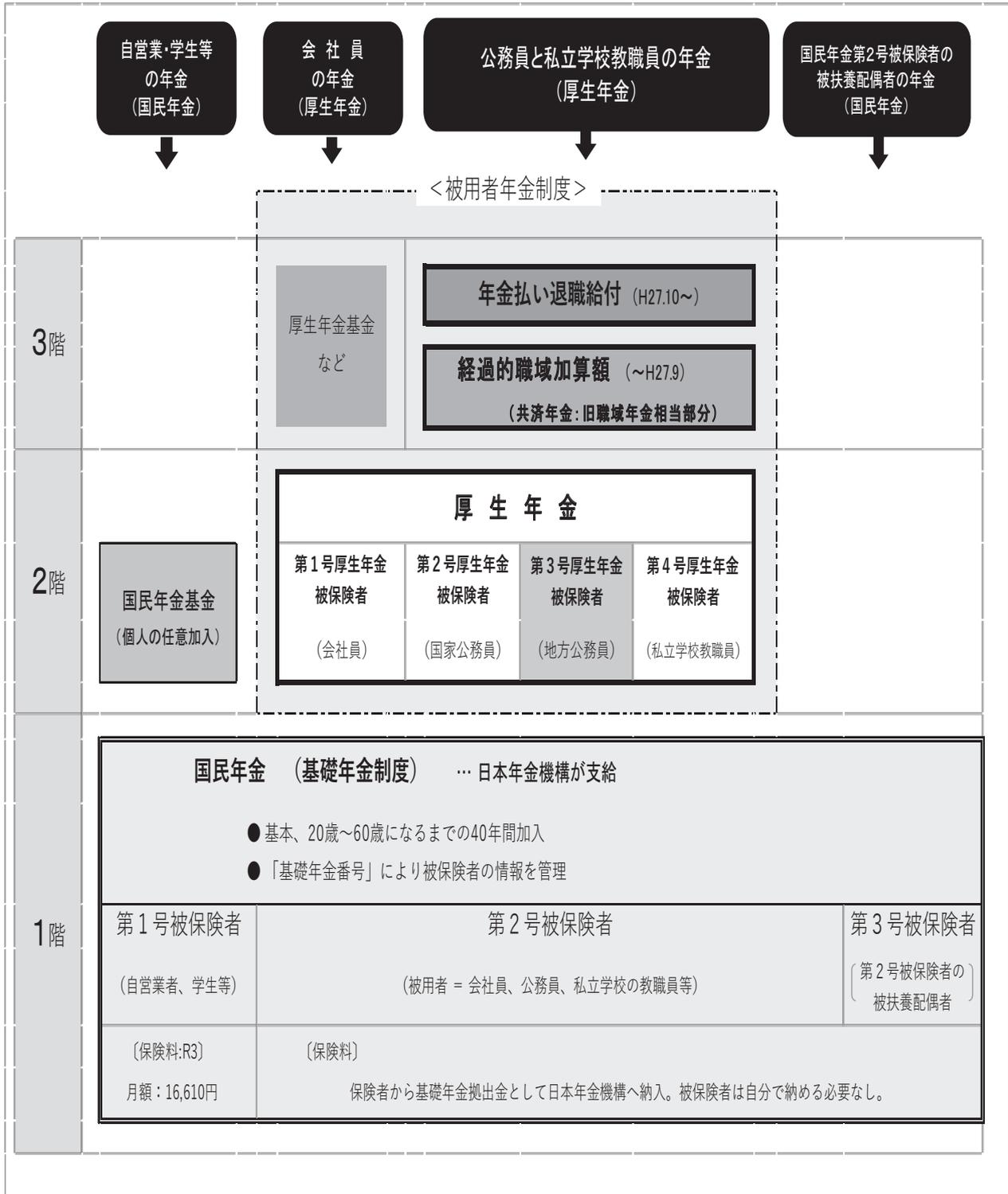
※公務員には「年金手帳」は交付されていません。

※再交付を依頼する場合は、最寄りの年金事務所へ(近隣地域の年金事務所はP38参照)

3 年金額の改定

年金額は、賃金や物価の変動をそのまま反映させるのではなく、年金の給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の伸びを反映させる仕組み（マクロ経済スライド）を導入して改定がおこなわれます。

《参 考》 公的年金制度の体系 (H27.10.1 以降)



4

基礎年金（国民年金）

基礎年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入するものです。基礎年金の導入（昭和61年4月1日）後は、公務員とその被扶養配偶者も同時に国民年金の被保険者になっています。

（*昭和61年3月31日以前の組合員期間は国民年金に加入していたものとみなされる。）

国民年金の被保険者には3種類あり、それぞれ保険料の納め方が異なります。

（参考）国民年金が発足した昭和36年4月1日からの国民年金の適用の推移

区 分		S36.4	57.1	61.4	H3.4
①	農業・自営業など下記以外の者	強 制 適 用			
②	被用者年金制度の加入者（会社員、公務員）	適 用 除 外		強 制 適 用	
③	被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者	任 意 適 用			
④	被用者年金制度の障害・遺族年金受給権者	任 意 適 用		強 制 適 用	
⑤	上記②～④の被扶養配偶者	任 意 適 用		強 制 適 用	
⑥	学生	任 意 適 用			強 制 適 用
⑦	国内に居住する外国人	適 用 除 外		強 制 適 用	

(1) 国民年金被保険者の種類

第1号被保険者 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の自営業者・学生など

第2号被保険者 厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員（原則、65歳未満の者）

第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

※任意加入被保険者 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者など

(2) 基礎年金（国民年金）の保険料

月額16,610円（令和3年度）《定額》

○ 被保険者（第2号被保険者）及び被扶養配偶者（第3号被保険者）の保険料

共済組合から基礎年金拠出金として日本年金機構へ納められているので、被保険者及び被扶養配偶者が自分で納める必要はない。

(3) 基礎年金(国民年金)の種類

①老齢基礎年金

②障害基礎年金

③遺族基礎年金

(4) **老齢基礎年金**

① 受給要件

「保険料納付済期間(※1)」「保険料免除期間(※2)」及び「合算対象期間(※3)」を合算して原則10年以上あること。

② 年 額（令和3年度）

780,900円（保険料納付済期間が40年（480月）で満額の場合）

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた者は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給される。

（図例）

老 齢 厚 生 年 金
老 齢 基 礎 年 金（国民年金）

○(※1)「**保険料納付済期間**」とは

- ・第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間
- ・第2号被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間
- ・第3号被保険者期間

○(※2)「**保険料免除期間**」とは

- ・国民年金の保険料が免除された期間（申請免除・法定免除）

○(※3)「**合算対象期間**」（いわゆる「カラ期間」）とは

*20歳以上60歳未満で国民年金に任意加入しなかった次の期間

- ・第2号被保険者の配偶者で、昭和36年4月から61年3月までの期間
- ・昭和36年4月から平成3年3月までの20歳以上の学生期間
- ・日本国籍のある者で、昭和36年4月以降海外に居住していた期間

*第2号被保険者期間のうち、20歳未満の期間と60歳以上の期間

（注）合算対象期間は、年金を受給できるように、受給資格期間として含まれるが、年金額には反映されない。

③ 老齢基礎年金の繰上げ請求及び繰下げ請求

【繰上げ】

老齢基礎年金は原則65歳から受給できますが、本人が希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰上げて受給できます。しかし、65歳前に老齢基礎年金を繰上げて受給する場合は、老齢厚生年金等も同時に繰上げ請求することになります。

（減額率：1月につき0.5%（令和4年4月から1月につき0.4%）、P28参照）

【繰下げ】

65歳で請求せずに、希望すれば66歳以降に繰下げて受給することができます。

（増額率：1月につき0.7%、P30参照）

(5) **障害基礎年金**

① **受給要件**

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった傷病で初めて医師の診察を受けた日）のある傷病で、障害認定日又はその後 65 歳までの間に、国民年金法で定められた障害等級の 1 級又は 2 級の障害の状態に該当したとき。

② **保険料納付要件**

初診日において 65 歳未満で、保険料が初診日のある月の前々月までの 1 年間に滞納がないこと。又は、公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間が納付又は免除されていること。

障害認定日とは

初診日から 1 年 6 か月を経過した日、又はその期間内に症状が固定した日

③ **年 額**（令和 3 年度）

障害等級が 1 級の場合 976,125 円

障害等級が 2 級の場合 780,900 円

（図例）

障 害 厚 生 年 金
障害基礎年金（国民年金）

(6) **遺族基礎年金**

① **受給要件**

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者が死亡したとき。

② **保険料納付要件**

死亡月の前々月までの 1 年間に滞納がないこと。又は、保険料納付済期間（免除期間含む）が加入期間の 2/3 以上あること。

③ **対 象 者**

死亡した当時、死亡した者によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子

子とは

婚姻していない者で

- ・ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- ・ 20 歳未満で障害等級が 1 級又は 2 級に該当する者

④ **年 額**（令和 3 年度）

780,900 円

（図例）

遺 族 厚 生 年 金
遺族基礎年金（国民年金）

※子の人数に応じて一定額が加算されます

5

厚生年金

(1) 厚生年金被保険者の種類

被用者年金一元化により共済年金は厚生年金に統一され、加入していた共済組合により、被保険者の種別は4種類となっています。

従来の厚生年金保険の被保険者	・・・	第1号厚生年金被保険者
国家公務員共済組合の組合員	・・・	第2号厚生年金被保険者
地方公務員共済組合の組合員	・・・	第3号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度の加入者	・・	第4号厚生年金被保険者

(2) 厚生(共済)年金の種類

- ① **老齢厚生年金** 退職共済年金(経過的職域加算額)を含む
- ② **障害厚生年金**
- ③ **遺族厚生年金** 遺族共済年金(経過的職域加算額)を含む

(3) **老齢厚生年金** 受給要件 (次の要件をすべて満たしているときに支給されます。)

- ・「被用者年金制度に加入した期間」があること。
- ・「受給資格期間」が10年以上あること。
- ・65歳以上であること。

※「被用者年金制度に加入した期間」とは、公務員としての期間の他、厚生年金保険、私立学校教職員共済制度の加入期間などを含む。

※「受給資格期間」とは、被用者年金制度に加入した期間に、国民年金保険料を納めた期間(国民年金第3号被保険者であった期間、国民年金保険料の納付を免除された期間等を含みます。)を合わせた期間。

(4) 支給開始年齢

平成6年制度改正で「特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)」については、平成13年度から平成25年度にかけて「定額部分」の支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられ、平成12年制度改正で、平成25年度から令和7年度にかけて、「給料等比例部分」の受給権発生が段階的に65歳へと引き上げられることとされています。その経過措置は、次ページ図の生年月日に応じて定められています。

なお、昭和36年4月2日以降生まれの者は特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)はなく、65歳からの老齢厚生年金(退職共済年金)のみとなります。

参考 特別支給の老齢厚生年金の受給要件

- ・「被用者年金制度に加入した期間」が1年以上あること。
- ・「受給資格期間」が10年以上あること。
- ・次ページ図の支給開始年齢以上65歳未満であること。

〔老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢の段階的引き上げ〕



※ 女性の場合、年金記録に共済組合期間（公務員期間）と厚生年金期間（民間企業期間）が含まれている場合は、それぞれの特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に違いがあります。